関連法規「建築基準法」防・耐火性能に関わる規定

3 防火構造・準防火性能が求められる外壁の大臣認定基準

■防火構造・準防火性能の概要

●法2条8号の規定により、防火構造にも内壁側への一定の屋内側被覆が必要です。
●法23条により、準防火性能が求められる内壁側も一定の屋内側被覆が必要です。

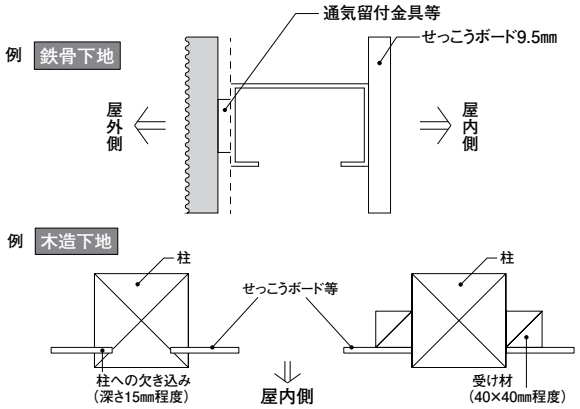
防火構造（準防火性能）

防火構造PC030BE-9202（鉄骨下地）の屋内側被覆
防火構造PC030BE-9201（木造下地）の屋内側被覆

①せっこうボード（9.5㎜）
②グラスウール（75㎜）を充填した上に合板（4㎜）を張ったもの
③グラスウール（75㎜）を充填した上に構造用パネル（4㎜）を張ったもの
④グラスウール（75㎜）を充填した上にパーティクルボード（4㎜）を張ったもの
⑤グラスウール（75㎜）を充填した上に木材（4㎜）を張ったもの
⑥ロックウール（75㎜）を充填した上に合板（4㎜）を張ったもの
⑦ロックウール（75㎜）を充填した上に構造用パネル（4㎜）を張ったもの
⑧ロックウール（75㎜）を充填した上にパーティクルボード（4㎜）を張ったもの
⑨ロックウール（75㎜）を充填した上に木材（4㎜）を張ったもの

屋内側被覆は、大壁の他に真壁とすることができる。
真壁とする場合は右記の構造とする。

※モエンは防火構造以上の性能がとれますので、準防火性能でも使用できます。
※鉄骨下地と木下地の組合わせは「木造下地」となります。

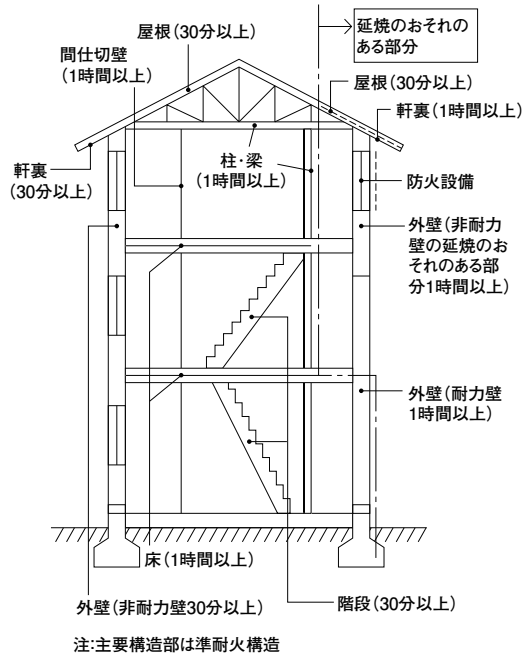


防火構造の屋内側被覆の厚さについて、それぞれの厚さ○○㎜以上の記述となっておりませんが、厚みが増すほど防火上は有利になると判断しております。（一般社団法人 日本窯業外装材協会：防火・準耐火構造認定書に関わるQ＆Aより）

4 準耐火構造の大臣認定基準

■準耐火構造の概要

●イ準耐（加熱時間1時間）



注:主要構造部は準耐火構造

注）延焼のおそれのある部分の軒裏には、1時間準耐火構造に対応する構造としてください。

1時間準耐火構造QF060BE-9225の屋内側の被覆

(1)間柱及び下地を木材又は鉄材で造った場合

①せっこうボード（12㎜以上）の上にせっこうボード（12㎜以上）を張ったもの（強化せっこうボードを含む）

②スラグせっこう系セメント板（8㎜以上）の上にせっこうボード（12㎜以上）を張ったもの

③強化せっこうボード（16㎜以上）

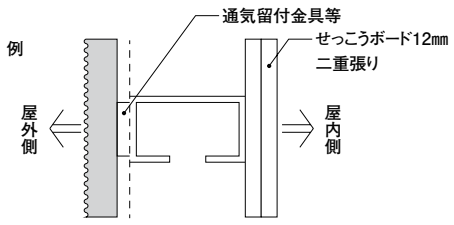
④強化せっこうボード（12㎜以上）の上にせっこうボード又は難燃合板（9㎜以上）を張ったもの

⑤せっこうボード又は難燃合板（9㎜以上）の上に強化せっこうボード（12㎜以上）を張ったもの

(2)以下の認定のいずれか（旧番号で表示してあります）
準耐火（通）W2001、準耐火（通）W2006、準耐火（通）W2007、準耐火（通）W2008、準耐火W2008、準耐火W2009、準耐火W2010、準耐火W2011
※（通）W2001は、強化せっこうボード15㎜のことです。
（一般社団法人 日本窯業外装材協会：防火・準耐火構造認定書に関わるQ&Aより）

(3)本認定の屋外側被覆

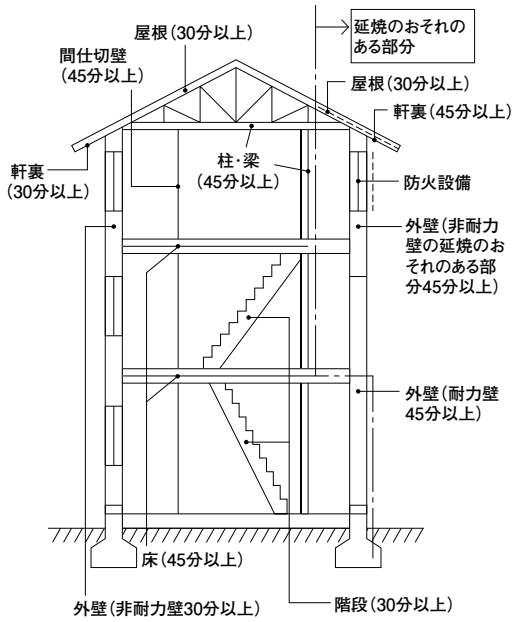
(4)耐火構造



注意事項

・外壁材は耐火4等級品をご使用ください。
・通気層には通気役物（ファイアストップ【JE7135、JE7145】）などを、シーリング目地部には鋼板製のハットジョイナーをご使用ください。部材は、ニチハ純正部材をご使用ください。

●イ準耐（加熱時間45分間）



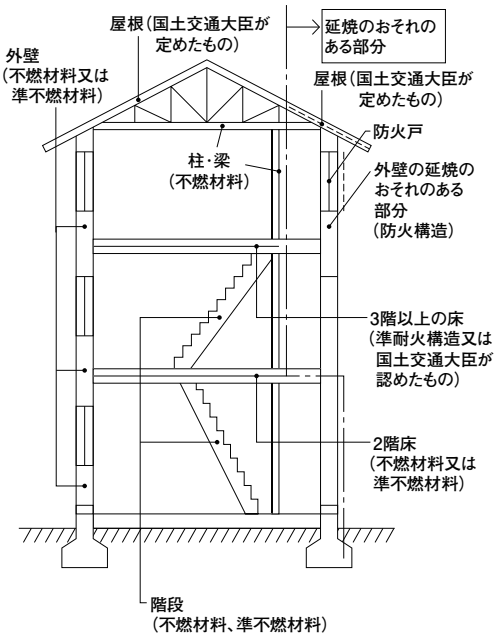
注：主要構造部は準耐火構造または準耐火構造および耐火構造

注）延焼のおそれのある部分の軒裏には、45分準耐火構造に対応する構造としてください。

●口準耐・1号（外壁耐火）

外壁を耐火構造とした建築物です。
原則、モエンは使用できません。
（センチュリー・モエン外壁耐火構造、プラスター・モエン外壁耐火構造、ダイケン-ニチハ耐火ウォールCは鉄骨下地を前提とした個別認定となります。基本的に口準耐・1号への適合は困難です。）

●口準耐・2号（不燃構造）



45分準耐火構造QF045BE-9226の屋内側の被覆

(1) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造った場合
- ①せっこうボード（15㎜以上）（強化せっこうボードを含む）
- ②せっこうボード（12㎜以上）の上にせっこうボード又は難燃合板（9㎜以上）を張ったもの
- ③せっこうボード又は難燃合板（9㎜以上）の上にせっこうボード（12㎜以上）を張ったもの
- ④せっこうラスボード（7㎜以上）の上にせっこうプラスター（8㎜以上）を塗ったもの
- ⑤強化せっこうボード（12.5㎜以上）

(2) 間柱及び下地を不燃材料で造った場合
- ①鉄網モルタル塗（15㎜以上）
- ②木毛セメント板張又はせっこうボード張の上にモルタル又はしっくい（10㎜以上）を塗ったもの
- ③木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

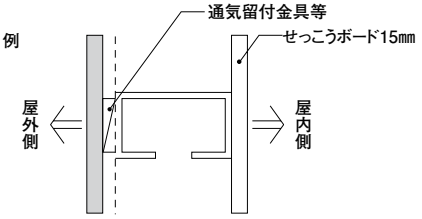
(3) 間柱及び下地を不燃材料以外の材料で造った場合
- ①鉄網モルタル塗又は木ずりしっくい塗（20㎜以上）
- ②木毛セメント板張又はせっこうボード張の上にモルタル又はしっくい（15㎜以上）を塗ったもの
- ③モルタル塗の上にタイルを張ったもの（合計厚さ25㎜以上）
- ④セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗ったもの（合計厚さ25㎜以上）
- ⑤土蔵造り
- ⑥土蔵真壁造りで裏返塗りをしたもの

(4) 以下の認定のいずれか（旧番号で表示してあります）
準耐火（通）W1001、準耐火（通）W1009、準耐火（通）W1011、準耐火（通）W1012、準耐火（通）W1013、準耐火W1001、準耐火W1002、準耐火W1003

(5) 本認定の屋外側被覆

(6) 耐火構造

例



準耐火構造の屋根（告示第1358号 第五）

屋根の構造方法は、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限り、次に定めるものとする。

一 ハ 次に定める構造とすること。
- (1) 不燃材料で造るか、またはふいたもの
- (2) 屋内側の部分または直下の天井に次の（ｉ）から（vii）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの
 - （ｉ）厚さが12㎜以上の強化せっこうボード
 - （ii）厚さが9㎜以上のせっこうボードを二枚以上張ったもの
 - （iii）厚さが12㎜以上のせっこうボード（その裏側に厚さが50㎜以上のロックウールまたはグラスウールを設けたものに限る）
 - （iv）厚さが12㎜以上の硬質木片セメント板
 - （ｖ）第一第三号ハ(2)から(6)までのいずれかに該当するもの
 - （vi）塗厚さが20㎜以上の鉄網モルタル
 - （vii）繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る）を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が16㎜以上のもの

二 野地板に構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、硬質木片セメント板その他これらに類するもので厚さが9㎜以上のものを使用し、かつ、その屋内側の部分または直下の天井に厚さが12㎜以上の強化せっこうボードの防火被覆が設けられた構造とすること。

ホ 屋内側の部分または直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
- (1) 厚さが15㎜以上の強化せっこうボード又は厚さが12㎜以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さ50㎜以上・かさ比重0.024以上のロックウール又はグラスウールを設けたものに限る）
- (2) せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が21㎜以上のもの
- (3) 厚さが12㎜以上のせっこうボードの上に厚さが9㎜以上のロックウール吸音板を張ったもの